

# 令和5年第11回教育委員会議事録

令和5年6月28日（水）

杉並区教育委員会

# 教育委員会議事録

日 時 令和5年6月28日（水）午後2時00分～午後2時36分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明  
学校整備担当部長 教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則  
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫  
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

学校整備担当課長 相馬 吏 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター長 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之  
統括指導主事

済美教育センター 保土澤 尚教 済美教育センター 鈴木 壮平  
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 2名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第60号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第61号 杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則
- 議案第62号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第63号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第64号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第65号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第66号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第67号 杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第68号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第69号 杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第70号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 学校等における事故の未然防止に向けた安全管理の徹底及び報告方法の変更について

## 目次

### 議案

議案第60号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	4
議案第61号	杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則	4
議案第62号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
議案第63号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
議案第64号	杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第65号	杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第66号	杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第67号	杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第68号	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第69号	杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第70号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	7

### 報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 学校等における事故の未然防止に向けた安全管理の徹底及び報告方法の変更について

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和5年第11回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員から欠席の旨、連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますのでこのまま会議を進めます。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が11件、報告事項3件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、富士見丘多目的広場に関する所要の規定の整備として関連がございますので、次に申し上げます2議案、これを一括して上程いたします。日程第1、議案第60号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第61号「杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則」、以上2議案について、私からご説明をいたします。

それでは、資料をご覧ください。

区は、区民のレクリエーションその他の活動の場及び富士見丘小学校における教育活動の場として、富士見丘多目的広場を設置することとし、本年8月1日に条例が施行するところでございます。

この多目的広場の設置に伴い、事務局の分掌事務を改めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定める必要があることから、関連する規則の改正・制定を行うものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明をいたします。

初めに、議案第60号の「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表がございます。

第5条の学校整備課、「教育施設整備係」の分掌事務に、「富士見丘多目的広場の使用承認に関すること」を加えるものでございます。

次に、議案第61号「杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則」につきましてご説明をいたします。

この規則は新たに制定するものでございまして、題名は、「杉並区立

富士見丘多目的広場条例施行規則」としてございます。

第1条は規則の「趣旨」、第2条は「用語」を定めるものでございます。

第3条は、12月29日から翌年の1月3日までを「休場日」と、第4条は、午前8時から午後6時までを「開場時間」と定めるものでございます。

第5条につきましては、申請による貸切使用の「使用区分及び使用時間」を定めるものでございまして、具体的には、「別表」に規定してございます。

議案を1枚おめくりいただきまして「別表」をご覧ください。

「使用区分」といたしましては、左から、富士見丘小学校の使用、杉並区又は東京都の使用、公共的団体による公益のための使用、主として富士見丘小学校で活動する少年団体の使用と、4つの区分を設けてございます。

なお、3つ目の「公共的団体」といたしましては、PTAや自治会などを要綱で定める予定でございます。

また、「使用時間」といたしましては、午前8時から午後6時までとしてございます。なお、少年団体の使用時間におきましては「別に定める日時を除く」と規定してございます。

これは、多目的広場の設置に当たり東京都と協議をした結果、誰でも自由に使用できる「一般開放」の時間を設ける必要があるとされたことから、水曜日の午後4時から午後6時まで、また土日の特定の時間等を要綱に定めて、少年団体の使用時間から除くものでございます。

なお、第6条に関連しますが、別表には、「使用の申請期間」を定めてございます。小学校と杉並区等が使用申請することができる期間を早く設定し、順次、公共的団体、少年団体と申請期間に差を設けてございます。

1枚お戻りいただきますと、第7条がございまして、使用の承認は申請の順序によることなどを定めるものでございます。

裏面には第8条がございまして、「申請及び承認の手続を経ない使用」、いわゆる「一般開放」ができる時間を定めるものでございます。

例えば3月から10月までの期間においては、午前8時から午後6時までの時間のうち、小学校・少年団体などの貸切利用がない時間帯を「一

般開放」として、申請を行わずに多目的広場を使用することができる時間とするものでございます。

次に、第9条、承認を受けた者による使用の取消し手続を、第10条は、教育委員会による使用承認の取消し手続を、第11条は、多目的広場での禁止行為を、第12条は、委任について定めるものでございます。

また、第1号様式から第4号様式までとして、使用申請などの用紙を定めてございます。

最後に、附則でございますが、いずれの議案につきましても「令和5年8月1日に施行する」としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は、省略をさせていただきます。

それでは、ただいま私からご説明申し上げました内容について、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

**教育長** 富士見丘小学校の横の多目的広場の利用ということで、今回規則ができていますのですけれども、小学校といういろいろな団体が土曜日とか使っているかと思えます。できるだけ今使っている団体を、多分配慮していただいているかと思うのですが、大体今使っているところは、多少日数の変更はあるにしても使えるようになっていると考えてよろしいのでしょうか。

**学校整備課長** 現在お使いになっている団体とは調整をしております、ご要望を伺いながら、要綱においてご希望に沿った日時などで設定する予定となっております。

**對馬委員** 誰でも使える時間帯というのも設定しているということですが、今お話を伺っていていろいろ複雑な曜日やら日にちやら時間やらあるようです。これは、例えばそこに行けばこの時間帯は誰でも使えますとか、この時間帯は今は空いているけれども、既に予約が入っているのですその人たちがちょっと使うのが遅れているだけかもしれないから入らないでくださいとか、そういうことは行けばすぐに分かるような表示みたいなものはあるのでしょうか。

**学校整備課長** まず、広場の周辺に掲示板を作りますので、そちらに時間帯をお示しします。また、月間の予定表というのも作りまして、そちらで掲示をしますのです、それをご覧いただければ予定が入っているかどうかは確認できるという形になります。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いします。

**教育長** それでは、議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第60号及び第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第60号及び第61号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、パートナーシップ制度の導入に伴う所要の規定の整備として関連がありますので、次に申し上げる9議案を一括して上程いたします。

日程第3、議案第62号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第63号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、第64号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、第65号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第66号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第67号「杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第68号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第69号「杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第70号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、以上9議案につきましては、引き続き私の方からご説明を申し上げます。

この度、幼稚園教育職員等の勤務時間及び給与に関する条例を改正いたしまして、「パートナーシップ関係の相手方」を「配偶者」と同等の



取扱いにしたところでございます。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があることから、関連する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第62号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

議案を2枚ほどおめくりいただきますと、新旧対照表がございます。ご覧ください。

第8条「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」のほか、第8条の2、第22条から第23条の2まで、第25条、第28条、第29条の2及び第30条、別表第4並びに第4号様式、第5号様式及び第10号様式におきまして、「パートナーシップ関係の相手方」を「配偶者」と同等の取扱いにするものでございます。

次の議案第63号でございますが、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第62号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第64号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

これも2枚めくっていただくと新旧対照表がございます。

第2条の「支給範囲」の規定におきまして、公舎の要件における「家族」の用語を「世帯の構成員」に改めるものでございます。

次の議案第65号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第64号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号の「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

議案を2枚おめくりいただきますと、また新旧対照表が出てございます。

第14条の「均衡職員の範囲」につきまして、「パートナーシップ関係の相手方」を「配偶者」と同等の取扱いにするものでございます。

次に議案第67号、「杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第66号と同様の改正を行うも

のでございます。

次に、議案第68号の「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

議案を3枚めくりますと、また新旧対照表が出てきます。

第2条の「やむを得ない事情」のほか、第4条から第6条までの規定、並びに第1号様式、第2号様式におきまして、「パートナーシップ関係の相手方」を「配偶者」と同等の取扱いにするものでございます。

次に、議案第69号の「杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

議案を2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

議案第63号の「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正により、引用する条文の規定が改正されることから、規定を整備するものでございます。

最後に、議案第70号、「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第10条、「3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う会計年度任用講師の超過勤務の制限」のほか、第20条から第20条の3まで、第22条、第24条及び第26条並びに別表第5におきまして、「パートナーシップ関係の相手方」を「配偶者」と同等の取扱いにするものでございます。

最後に、附則でございますけれども、いずれの議案につきましても「令和5年7月1日に施行する」と定めるほか、様式の改正につきましては必要な経過措置を定めてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの私の説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いをいたします。

よろしいでしょうか。ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いします。

**教育長** それでは、議案の採決に当たり、ただいま一括上程いたしました

議案に対し一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第62号から第70号までにつきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第62号から第70号までにつきまして原案のとおり可決いたします。

続きましては報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番、学校運営協議会委員の任命につきまして、学校支援課長からご説明を申し上げます。

**学校支援課長** 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告を申し上げます。

今回、任命されますのは、小・中合わせて3校、合計3名となっております。

任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間となっております。

私からの報告は以上となります。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。報告事項1番についての質疑は終わります。

それでは、報告事項の2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用申請」につきまして、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは令和5年5月分の教育委員会共催・後援名義使用承認分についてご報告をいたします。

5月分の合計は全体で27件でございます。定例・新規の内訳は、定例が24件、新規が3件でございます。

共催・後援の内訳は、共催が4件、後援が23件となっております。

私からの説明は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

**教育長** 共催・後援名義、何年か前にも聞いたのですが、コロナ禍でかなり少なくなっていると、前にご答弁を頂いていたのですがけれども、少しコロナが明けてきて令和5年になって、この件数というのはコロナ前に戻ってきているものなのか、戻っていないのか、どうなのでしょう。

**生涯学習推進課長** コロナ前の令和元年の4、5月分の累計を見ますと54件でございます。今年度の当月までの累計が49件でございますので、コロナ前の状況に戻ってきているのではないかと考えてございます。

また、セッション杉並の方も8月からリニューアルオープンということもありまして、コロナ前の状況に戻りつつあると分析してございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**伊井委員** 4ページ一番上に新規の「みんなの進路委員会」さんの「SDGs イベント企画プログラム」ということで、高円寺地区でなさるようなのですが、分かる範囲で内容を教えていただけたらと思います。

**庶務課長** 全部で10日間、中・高生20名を募集して実施するSDGsに関する実践型のプログラムとのこと。またそれを活用して、子どもたちに還元をしていくようなプログラムもあるようです。

**伊井委員** 高円寺はいろいろなイベント等を活発に行っているところなので、お子さん方にとっていい体験になればいいなと思っております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、2番の質疑については終了させていただきます。

それでは、報告事項3番になります。学校等における事故の未然防止に向けた安全管理の徹底及び報告方法の変更につきまして、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

**統括指導主事（加藤）** 済美教育センター統括指導主事です。私からは、「学校等における事故の未然防止に向けた安全管理の徹底及び報告方法の変更について」、ご報告いたします。

区内小学校において、校庭にラインマーカーとして打ち込んだと思われるくぎによって児童がけがを負う事故が発生いたしました。

この事故を受けまして、学校等における事故の未然防止に向けた安全管理の徹底と、事故が起きた際の報告方法の変更について下記のとおり

報告いたします。

まず、「安全管理及び安全点検について」でございます。

児童・生徒等が授業等で使用する施設・用具だけではなく、校舎内外にある施設・設備等の安全確認を適切に行うため、各学校において、点検を行う際に使用するチェックリストに、校庭にくぎ等の危険物がないか確認する項目を設けました。

また、教育委員会としましては、「杉並区立学校（園）危機管理対応マニュアル」を作成しておりますが、こちらの中に、校庭等に「危険物（ガラス、石、くぎなど）がないか。」という項目を追記いたしました。

併せて、教科学習時の安全指導の追記ということで、小学校の体育科及び中学校の保健体育科において、授業中配慮すべき安全事項、安全の事項について同様に危機管理マニュアルの方に追記いたしました。

2点目としまして、「ラインマーカーの使用について」でございます。

校庭・園庭でラインマーカーを設置する際には、棒状のくぎは使用しないこととしました。

また、校庭・園庭にラインマーカーを設置する際にはU字型のピンなど、これは体育の授業で使用する体育用具としてもございますが、そうしたピンなどを用いて、事前に数量を確認し、使用後には確実に数量を確認して除去することとしました。

3点目、「事故の報告方法の変更について」です。こちらも2点ございます。

1点目が学校から教育委員会への報告方法です。

これまではファクシミリでの報告をしておりました。これは管理職のみではなく、様々な教職員が必要に応じて教育委員会に報告できるようにということで、この方式を取っておりましたが、どうしても報告する際に、報告様式に打ち込んで、それを紙で打ち出して、ファックスの機器で送るといふ、また複数の関係部署に送るために、その部署を選ぶという必要もありました。

そこを、今回は、電子メールによる報告と改め、作成したものをそのまま送れるようにいたしました。この様式による報告というのは第2報の報告になるのですが、第1報は電話でまずは報告をすることになっていきますので、電話を受けた時点でメールボックスを確認することで、確実に報告が受けられる体制を整えました。

2点目としましては、教育委員会から区長部局への報告についてです。報告する基準を次にございます5項目ということで設けました。

施設上の瑕疵による事故、交通事故、救急搬送した事故、加害者の関わりのある事故、教職員の監督不行による事故、この5項目に該当する子どもたちの事故について、教育委員会から区長部局、危機管理室に迅速に情報共有できるようにいたしました。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**久保田委員** 4月の校庭での事故以来、様々な取組、対応について感謝申し上げます。その中でやはり、今まで見落とされていた点とか、反省・課題の面に立って、今回の安全管理の徹底及び報告の方法の変更というのが出てきたと思います。

この点だけで全て解決かということと絶対そうではなくて、例えば安全管理の徹底にしても、これまで月1回の安全点検が各学校で行われてきていた中で、実際に校庭の部分が見落とされていたことや、あるいは月1回のただの形式的な点検に終わっているのではないかという反省も出てきていると聞いております。

やはりこれから月1回の安全点検も含めて、見落としのないようなきちんとした点検をやっていくということ、学校と連携を図りながら進めていっていただければと思います。

特に今回はラインマーカの件で起きた事故ですので、その辺についてはこれからも、やはりセンターと学校の方で実態をよく情報交換しながら進めていっていただければと思っていますところでは。

また、報告方法についても、今回第一報を電話で、第二報をメールでということが明記されましたが、以前よりはすっきりはっきりしてきたかなという気はしています。でも、これでもまだ報告先とか、あるいは副校長の手間の煩雑さ含めて課題がないとは言えないわけで、これからもまた、より効率的な報告の方法等を検討していただければと思っていますところでは。

何よりも安全・安心の取組をこれからも進めていっていただければと思っています。以上です。

**統括指導主事（加藤）** 教育委員会では、済美教育センターの指導主事を

含めた職員や、ほかの課の職員が学校訪問をした際に、学校の中の様々な部分を実際に自分たちの目で見て、点検を行っているところでございます。

今回、こうした事故が起きたことに伴いまして、済美教育センターでは実際に行っている学校訪問の中で、そのチェックリストが確実に改定されているかどうか、またどういった形で点検を行っているか、自分たちの目で見ただけではなく、学校の点検方法というところも気を配ってきちんと確認できるようにしてまいりたいと思います。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。對馬委員。

**對馬委員** 私たち、この時期、ちょうど運動会にいろいろ伺ったりして、地域の方とお話をする機会もあったりもしたのですけれども、学校の校庭というのは、学校が使っていない時間帯にその地域の少年野球であったり保護者や地域の方が指導してくださるような活動で使っている場合も多くありまして、そういう方たちも非常にこれは関心のあることです。あるところでは、「出ていたくぎが危ないからトントントンと埋め直してしまっていました。ごめんなさい」という声も聞いたりもしました。

そういった学校以外の地域の方や保護者の方などが主にお世話をしてくださるような団体などには、これについて今後どのようにお願いしていくのか教えていただけますか。

**学校支援課長** 今回の校庭マーカー問題に関しましては、学校には、今、委員がおっしゃられましたとおり、様々な団体・個人が出入りしております。学校支援課を経由します登録団体であったり目的外使用の団体、そういったところにつきましては申請などでお会いする機会がありますので、そういった時にくぎの使用はできませんよということを周知徹底しているところです。

また、5月、済美教育センターが各学校へ通知を出した際に、それを受けまして各団体へも直接通知をお送りして注意喚起を促しているところです。

また、そういった団体とは違いますが、学校支援本部とか青少年委員さん、そういったところには情報提供ということで、もう皆さんは当然ご存じのことだと思いますけど、改めて関係する方には漏れのないように周知を図っているところでございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**伊井委員** 今回のことで、ここまでいろいろとご苦労いただいていることに関しては、本当に心から感謝申し上げます。けがをしたお子さんがいらっしゃるのです、それは1日も早くよくなれることをお祈りするとともに、今もご説明ございましたけれども、学校施設を使用するという観点で、多くの方々が関わっていらっしゃるのです、その方々に周知していただくことで、学校の安全それから子どもたちが伸び伸びと活動できる安全な環境、そういったことをみんなで考える、そういう方向性になるというなと思っております。

学校がやるところ、区がやることという考え方ではなくて、子どもたち自身もやはり自分たちが遊んだり運動したりする時に、自分の安全は自分で守っていくというそういった考え方も、それから取組も必要です。ですから、誰かの責任ということだけではなくて、今回のことをみんなの考える機会にして、今後子どもたちだけではなくて、そこに居合わせる人たちが本当に安全に使用したり活動したりできるような方向になるというなと願っております。

今後ともいろいろお手数かかることもありますし、今回全校点検ということで取り組んでいただいておりますけれども、今後も何かと大変なところもあるかと思えます。子どもたちの安全・安心のため、また、使うのは地域の方もお使いになるので、多くの方々の安全・安心のためにご尽力いただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

**統括指導主事（加藤）** ありがとうございます。学校では子どもたちに対して、安全な登下校ですとか、また災害が起きた場合の行動の仕方ですとか、不審者に会った場合の対処の仕方ですとかを伝えるとともに子どもたちが自分で自分の身を守れるような指導を、機を見て様々な教育活動の中で行っています。

子どもたちが考えることが全てではありませんが、やはり学校の方で、教育委員会としても校長会ですとかそうした様々な意見を聞きながら、子どもたちにそうした指導をして、子どもたちにもそうした力を身に付けさせていくとともに、やはり安心・安全、一番大事な部分ですので、安全な教育活動を行える、そういった学校を作っていければと思っております。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。教育長。



**教育長** 今回のこの事故を受けて、専門業者による金属探知機による調査を今していて、その結果をホームページに毎日のように公開していただいているということは、私は区民の方の安心に少しつながっているのかなと思っています。雨が降って、延期になったところもあるという話も聞いていますが、現在どんな感じになっていますか。

**学校整備課長** 校庭調査の予定でございますが、明日で調査は完了する予定となっております。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようでございます。報告事項3番についての質疑は終わります。

**教育長** それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会につきましては、7月12日水曜日、午後2時から予定しております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。